

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百十四回 真正護憲論のあゆみ（その四）

南出喜久治（令和5年2月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

GHQの占領政策を全否定しなければ、我が国の再生はあり得ないです。
全否定するのは、占領憲法だけではありません。GHQの占領政策は、文化、伝統、歴史を根底から汚しました。

それを否定して祖国を再生するには、まづは占領憲法を全否定する必要があるのですが、釜中の魚として滅亡を危惧しない洗脳された砂の民の群れが大多数である限り、極めて困難な状況にあります。

似非右翼の占領憲法改正論では、祖国の再生は不可能であり、むしろ悪化させます。そんな状況で再生の望みを叶へるのは、真正護憲論しかありませんが、祖国の再生を阻む者は、これを徹底的に否定します。

しかし、真正護憲論は、我が国の法制度と国際法との関連の中で、論理学によつて戦後体制を見つめ直したものであり、このやうな取り組みは誰もしてこなかつたものなのです。

「現行憲法は押し付け憲法だから・・」といふ認識があります。

この認識は、「日本国憲法」と名付けられた占領憲法は、GHQの完全軍事占領下にあつた「非武装、被占領、非独立の隸属国」である我が国に対し、マッカーサー草案に基づいて大日本帝國憲法（以下「帝國憲法」と略称）を改正するやう強制的に押し付けて生まされたものであるといふものです。

その意味において押し付け憲法であることは万人の認める事実です。我々は、占領憲法の成立過程における、この「押し付けられた」といふ事実を法律的に正確に検討かつ分析したうへ、それを占領憲法の無効性の根拠としてゐます。

しかし、日本会議などの「押しつけ憲法」論は、この「押し付け」をただ単に制定過程

の好ましくない事情に過ぎないとするだけで、これを無効性の根拠とはせずに、その規定の欠陥や不備、解釈上の矛盾などをやたらに揶揄した挙げ句、こんな押し付けられた欠陥憲法なんかは守らなくてもよい、といふやうな情緒的反発を煽るだけで、占領憲法を帝國憲法の改正法だと認めて、占領憲法の改正を論じてゐます。

しかし、占領憲法が有効ならば、自衛隊の存在が占領憲法第9条違反であることは明らかなのに、黒い鳥を白いとする稀代の詭弁をもつて合憲と主張するなど特異な解釈論を展開します。しかし、我々は、このやうな主張を絶対に容認することはできません。

このやうな主張は、喻へて言ふならば、仲が極めて悪いが、さりとて離婚する気持ちもない夫婦が、喧嘩するときはいつも昔の同じ愚痴を言つて罵り合ふにも似た醜い姿です。

このやうに、現行憲法を無効として否定する知恵も勇氣もないのに、未練たらしくいつまでもいつまでも負け犬の遠吠へのやうに同じ愚痴をこぼし続けた挙げ句の果てに、遵法心を投げ捨てて憲法自体を軽んじる態度は、誠にもつて見苦しい限りであり、法の支配や法治主義の理念からして許されるものではありません。

憲法を守らない嘘つきの大人に、子供を躾たり教育する資格はありません。たとへ成立過程に問題があつても、結果的に有効と判断するのであれば、占領憲法を軽んじてはなりません。そのやうなことは、我が国の伝統的な美風と相容れないものであり、このやうな風潮こそが、現代日本における道義の退廃と教育の荒廃の元凶であると認識してゐます。

したがつて、我々の祖国再生運動は、このやうな似て非なるものとの闘いから始めなければなりません。